平成 28 年 4 月 15 日発行第 472 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

4
2016

No.472

天平の桜（下野市）

マスコットキャラクター
アドちゃん
©尾井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei
栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ

2016年
4月号
CONTENTS

1 目次、今月の表紙の一言
2 なるほど！ザ・契約　第２回開催
平成２７年度「登録説明会および登録事前相談会」開催
3 事業引継ぎの真実 中小企業支援研修第５回開催
4 おじゃましま～す！
5 支局かわら版（宇都宮）
平成２８年度定期総会・定期大会開催のお知らせ
6 支局情報（小山、那須）
7 木もれび、アドちゃんの談話室
8 栃木県行政書士会カレンダー（５月）、日行連だより
9 業務連絡
１０ 財務経理部からのお知らせ（会費納入について）
１７ 職務上請求書通常版販売再開のお知らせ
１９ 政連だより、「福田富一知事を囲む会」の開催について（ご案内）
２０ 研修会のお知らせ
２２ 会員の動き、申請取次行政書士の動向

No. 472

今月の表紙

「天平の桜」
撮影地：下野市　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

「天平の丘公園」には、日本三大桜といわれる、淡墨桜（根尾谷）・三春の滝桜、山高神代桜の子孫樹が植えられています。また、園内は八重桜の名所にもなっており、４月中旬には「関山」や「普賢象」「八重紅虎の尾」などたくさんの桜が咲きほこります。

（下野市観光協会）

なるほど！ザ・契約　第２回開催

３月１８日（金）「なるほど！ザ・契約」１０回シリーズの第２回目が開催された。１５名の会員が出席し、講師は前回に引き続き宇都宮支部の金田修治会員にお願いした。

今回は、１．申し込みと承諾　２．双務契約の特殊な効力　３．同時履行の抗弁権について事例と判例を交え、また現行民法と改正民法を対比させながらわかりやすい解説であった。講義の中では、会員からの質問に対し熱い討論をする場面もあり、講義時間が足りなくなり、予定していた内容が次回に持ち越された。

次回は、今回持ち越しになった「危険負担」及び「契約の解除」について金田会員が講師を務める。

興味のあるテーマだけでも受講できるので、一人でも多くの会員に受講していただきたい。

（業務部第５グループ　大橋勝典）

平成２７年度「登録説明会および登録事前相談会」開催
～行政書士登録を予定されている皆様へのエール～

３月３日（木）に行政書士会館において「登録説明会および第７回登録事前相談会」を実施し、行政書士の登録を予定されている２０名の参加がありました。

「登録説明会」は事務局が担当し、「登録事前相談会」は総務部・岡井正樹副部長と総務部・青木裕一で担当させて頂きました。

「登録事前相談会」では、まず岡井副部長から開業当初の営業活動の手法や行政書士の業務範囲、行政書士の魅力と将来性、メインとする業務の見つけ方・目のつけどころ、他士業と水平的な関係で業務を分担できるネットワークの構築、報酬額などについてご自身の経験を交えての説明がありました。

その後、質疑応答に移り、多くの参加者から積極的に行政書士に関しての多種多様な質問が寄せられ、岡井副部長を中心として、その質問内容に応じて青木や事務局も回答を行いました。個別の質疑応答形式であったものの、その質問と回答が他の人にも参考になることから、参加者の皆様は終始熱心に耳を傾けられていました。

予定では１時間の相談会でありましたが、相談会終了後も個別の相談に応じ、予定時刻を１時間もオーバーするほどの盛況ぶりで、行政書士開業に対する真剣な意欲がうかがわれました。

１９５１年３月に施行された行政書士法は６５年以上の歴史を持ち、数え切れないほどの種類の業務のある行政書士には無数の門があるはずです。ですから、新入会員となる皆様も好きな門を選んで入り、焦らずにじっくりと業務を研究し、一緒にその真髄に近づいていければと思います。そして、また別の門もありますから、あきらめずに違う門も探してみてください。その意味から、今回の相談会も行政書士への一つの門、あるいは新入会員となる皆様の一助となり、行政書士制度の発展につながれば幸いだと考えています。

今回の相談会に参加された皆様が行政書士としてご活躍されますことを願っております。

（総務部　青木裕一）

事業引継ぎの真実　中小企業支援研修第５回開催

３月２日（水）、業務部第３グループ主催の中小企業支援研修第５回が開催された。５回に亘り開催した中小企業支援研修も今回が最終回である。

講義は２部構成、テーマと講師は以下の通り。

第１部「中小企業のＭ＆Ａについて」
足利銀行ビジネスソリューション営業部課長
中村充伸　氏

第２部「栃木県事業引継ぎ支援センターの活動について」
栃木県事業引継ぎ支援センター統括責任者
大森　治　氏

第１部　中村氏による講義

第１部は、Ｍ＆Ａの形態とその手順についての講義である。

Ｍ＆Ａは世間一般には買収・乗っ取りととらえられる。そのように解している会員も多いであろう。しかしＭ＆Ａとは合併・買収だけを意味するものではない。資本提携や事業譲渡も含まれた第三者承継が一般的なＭ＆Ａである。我々はそれを理解したうえで事業主と話をすべきである。他人事のようにＭ＆Ａを持ちかけると得意先といえどもつまみ出されかねない。

なぜＭ＆Ａの話になるのか、中小企業の事業承継において検討する手法の順番は親族内承継→従業員への承継→廃業が一般的である。親族内承継、従業員への承継のデメリットを排除できずに廃業に至るのだが、８割以上の事業主は廃業を希望していない。廃業を避けるためにＭ＆Ａという手法を取らざるを得ない現状がある。取らざるを得ないと記述しているが、正しく理解していれば顧客に勧めることができる有益な承継手法である。

さて、その手順についてであるが、基本的には銀行等の仲介機関やＭ＆Ａ専門家がマッチングから成約まで進めていくことになる。では我々はどう関わるのか。手続きの中には士業が担うべき部分もあるわけで、それをいかに受任するかである。

それは第２部の講義であきらかになる。

第２部　大森氏による講義

栃木県事業引継ぎ支援センターとは、経済産業省から委託を受け、事業引継ぎを支援する公的相談窓口である。Ｍ＆Ａの仲介機関の紹介も行っている。士業等の外部専門家、登録民間支援機関、金融機関との連携体制を整えている。２０１５年度は６件のＭ＆Ａを仲介している。したがって我々が事業引継ぎに携わるには同センターを利用することは必須である。ではどう利用するか。

研修後に大森氏と具体的案件について意見を求めてみた。大森氏は、承継させる側も承継する側も、早期に承継について理解し行動する必要がある、事業承継が起きてからでは遅い。と言う。確かに元気なうちから引継ぎを考える事業者は少ない。それが実状である。

廃業とは我々にとっては顧問先が無くなるということである。それを早期に防止しなくてはならない。そこで、日常的に接点の深い我々が事業者に対し情報発信をすべきである。我々が相談窓口となり、仲介機関・事業引継ぎセンターに相談を持ち掛けるのである。そうすれば手続きに参加する余地が出てくる。同センターの相談件数が増える→士業への外注が増える。というシステムを構築するのである。その過程でＭ＆Ａの手法・法知識を学び、実績を積む。その結果、受任件数の増加に繋がるのである。

（業務部第３グループ　綾部一成）

今月は、日光支部の山本裕昭会員の事務所におじゃましました。

氏　名　山本裕昭（ヤマモト　ヒロアキ）
事務所　山本裕昭　行政書士事務所
　　日光市今市９９２番地４　２Ｆ
入会日　平成２６年２月１日

○行政書士になった動機は・・・
資格を取得すれば自立してどうにか社会貢献できるのではないかと思い、最初に「土地家屋調査士」の資格を取得しました。また、官公庁に申請する各種の手続き等も必要なので行政書士の資格も取得しました。

○行政書士になる前の仕事は・・・
写真家を目指して、約１０年位写真スタジオ等で世相を主体とした「自然の姿」をテーマとして撮影を行っておりました。将来のことを考え資格を取得しました。

○業務の主なものは何ですか。・・・
相続・農地転用・非農地証明・林地開発申請等です。

○業務をするにあたり心がけていることは・・・
顧客の立場になって・依頼の内容・要望等を良く聞き、できるだけ分かり易く説明するようにしています。
業務終了後も顧客と仲良くしたいと思います。

○これから取り組みたい業務は何ですか。・・・
業務の範囲は、間口を広げないで特定な分野にしぼりたいと思います。
私は、農家の出身なので農業振興に関する業務（農地法等）に力を入れたいと思います。

農業は今、農業従事者の高齢化・後継者不足等厳しい環境にありますが、農地法等の手続きを適正に行い自然環境に恵まれた優良農地を次代に引き継ぐ責務があります。この手助けをやりたいです。

○趣味は何ですか。・・・
子供が２歳・４歳と小さいので家族４人で近くの「公園等」に出かけるのが唯一の楽しみです。自分の趣味を楽しむことは当分「おあずけ」ですね。
休日は、家族サービスを最優先しています。

インタビューを通して、家族思いの優しい山本会員の素顔に接することができました。
ご多忙中にもかかわらず取材に応じていただき有難うございました。
山本会員の益々のご活躍とご健勝をお祈りいたします。

（この建物の２階が事務所）

（事務所の入り口）

（日光支部支局長　手塚志郎）

支局かわら版

とちぎ健康の森

宇都宮支部

皆さん、「とちぎ健康づくりロード」というのをご存じでしょうか。これは、県民の皆様が健康づくりに対する関心を高め、運動習慣の定着を通して生活習慣病の発症予防につなげていただけるよう、県内各地から気軽に楽しみながら歩くことができるウォーキングコースを選定したものです。宇都宮市駒生町にある、とちぎ健康の森のウォーキングコースも選定されています。コースはA（０．５km）、B（１．２km）、C（１．６km）の３種類があり、自由に歩けるようになっています。スタート地点には、ウォーキングペースメーカーが設置してあり、徒歩、速歩、急歩などから自分に合ったウォーキングペースを選択することができます。コース内には、湿生花園や丸池（鴨が見られるかも）、東屋などがあり、秋にはどんぐりや栃の実を拾うこともでき、四季折々の草花に囲まれながら心地よく汗を流すことができます。

とちぎ健康の森はウォーキングコースだけではなく、プールやジャグジー、トレーニング施設も充実しており、各種健康づくり講座、レッスン、体力測定ができます。こちらは、施設利用講習を事前に受講し、施設利用カードを取得した方が利用することができます。

最近、お腹まわりが気になる方、運動不足だと感じている方、まずはウォーキングから初めてみてはいかがでしょうか。

とちぎ健康の森
〒３２０－８５０３
栃木県宇都宮市駒生町３３３７－１

【開館時間】
火～土曜日　　９：３０～２１：００
日曜日・祝日　９：３０～１７：００
休業日：月曜日（祝日の場合は営業し、その翌平日）
　　第４火曜日（祝日の場合は営業）
その他：臨時休館については館内掲示及びホームページ等に掲載

（支局長　羽石真弓）

平成２８年度「栃木県行政書士会　定期総会」「栃木県行政書士政治連盟　定期大会」～開催のお知らせ～

日　時：平成２８年５月２０日（金）
　　午後１：００～　定期総会
　　午後３：００～　定期大会
　　午後４：１５～　懇親会
場　所：「ホテル東日本宇都宮」
　　宇都宮市上大曽町４９２－１
　　TEL　０２８－６４３－５５５５

※開催通知、資料、出欠回答はがき等は４月２８日に発送予定です。

支 局 情 報

【小　山】

小山支部研修会

３月３０日（水）午後１時から小山城南市民交流センター（ゆめまち）にて小山支部の研修会が行われました。

研修内容は第一部「ｅ－Ｔａｘによる納税証明書の交付請求とその取得について」、第二部「実地調査に基づく図面類の作成について」、第三部「測量機器を使った実地研修」といった盛りだくさんの内容でした。

第一部では栃木税務署から講師をお招きして、詳しい資料を基にｅ－Ｔａｘの使用法の説明をしていただきました。すでに利用している会員もおり、利便性も高いようなので、今後必要なときには利用してみたいと思いました。

第二部では稲葉会員を講師に迎え座学による求積法の講義となりました。高校生の頃学んだ数学は、こういうところに活かされているのだと今になって分かりました。

第三部では秋葉会員を講師に迎え、地図がどう作られているのかという講義の後、同敷地内の多目的広場にてトータルステーションを用いた実地研修を行いました。地球という球体を地図という平面に落とし込む上で生じる差異の話等は眼から鱗でとても興味深かったです。実地研修ではそれぞれの会員がトータルステーションに触れ、慣れないながらも計測することができました。

予定の終了時間を大きく超えてしまうほどの濃い研修となりました。講師の皆様本当にありがとうございました。研修に参加された方々おつかれさまでした。

（支局長　野村泰紀）

【那　須】

無料相談会の実施

３月１９日（土）午前１０時～午後３時まで、那須町にある、ゆめプラザ・那須にて、第４回無料相談会を行いました。参加会員は７名、相談件数は４件でした。相談内容は、相続関連で３件、農業法人設立について１件でした。

３月２６日（土）午前１０時～午後３時まで、那須塩原市にある、西那須野公民館にて、第５回無料相談会を行いました。参加会員は７名、相談件数は５件でした。相談内容は、相続関連で４件、建設業許可について１件でした。

本年度の無料相談会は今回で最後となりました。新人の私にとってはとても良い経験をさせて頂きました。来年度も行政書士業務の周知と相談者の利益になるような相談会を実施していきたいと思います。

（支局長　熊田慎一）

４月は新年度スタートの月ですね。新年度になると法律が施行になったり、行政も体制が変更になったりして、仕事や私生活にも様々な影響がでますよね。今年も４月から様々な変更があります。例えば、法人税が減税になったり、国民年金保険料が上がったり、診療報酬が変わったりします。その他にも沢山あり、とてもここでは書き切れませんので、気になった方は是非調べて見て下さい。

行政書士の仕事も、年度が替わると提出書類の様式が変わったりしているケースが多いですよね。気を付けないと古い様式で受け付けて貰えなかったり、提出書類も増えていたりします。

この間もうっかりやってしまったミスがあります。デイサービスの許可が県から市へ移管されていたのを知らず、県庁に行ってしまいました（苦笑）。数年前までは、県だったので、「提出先は県だろう」と勝手に思い込み、県庁に行ったら「あ、そこは来月から市に許可が移管されるので、まずは市に相談に行ってください」と、到着して数秒で話は終わりになってしまいました。宇都宮市役所なら、県庁から移動してもどうってことないのですが、この時は宇都宮市から遠い役所だったので断念し、後日、日を改めて訪問するようになってしまいました。

また、古物商も警察の面談が無くなっていたことを最近まで知りませんでした。久しぶりに古物の依頼を受けて書類提出に行った際、「面談はいつですか？」と聞いたら、「そんなの数年前から無いよ」と言われてしまいました。「えー、この間やった時は・・・」と言いかけて、そこで前の申請から２年以上経っていることに気が付きました。ホント、私の記憶はあてになりません。

頻繁に受注しているならそんなこともないのでしょうが、気が付くと数年間やってなかったなんてケースもあります。ましてや数年に１回あるかないかの業務だと、内容がガラっと変わっていたりします。

許可の種類によってですが、事業所さんの所には、法改正や説明会の案内が県から届くようなケースもありますが、書類を作成した行政書士の所には何も届かないので、浦島太郎状態になりやすいですよね。

これを防ぐには日々努力しかないのでしょうが、申請が終わり、のど元過ぎてしまうと、どうしても目先の仕事に目が行ってしまい、ついつい怠ってしまいます。

まずは、「日本行政」と「行政書士とちぎ」を毎月読むことから始めないといけない、と思う今日この頃です。

（鹿沼支局長　小太刀庸恭）

石の上にも５年

オリジナルの諺と少し年数が違いますが。

事務所で「土曜相談」と銘打ってＰＲをしてから、初めて「土曜相談」を名指したお客さんが見えました。

「土曜相談」のＰＲを始めてから５年。名刺の肩書き、ホームページ、地元の機関誌、近くの郵便局へのポスターなど多くの「土曜相談」広告をしたのにもかかわらず、土曜相談は電話も含めて、毎週何件かあるのですが、改めて「土曜相談」と名指して来たお客さんは、今回が初めてです。

私は昔、宣伝広告に苦い経験があります。４０歳の頃、不動産業を始めました。最初の宅地分譲をした時の事です。新聞に広告を載せ、近くの家庭に宣伝チラシを配り多大の経費を掛けましたが、その広告による宣伝効果は、１件も有りませんでした。あまりの辛さに、熱海で開催された、３泊４日の営業マン講座を受講しました。

行政書士になってからは、電話帳に広告を載せ、地元の雑誌に事務所の広告を載せましたが、それらしいお客さんが来たのは、３年位たった頃からです。ある研修会の講師から、開業してから３年以内のお店からは物を買わない方が良いと指導されました。新しい事務所の３年は仕事はない、これが常識なのでしょうか。信用の無い事務所は３年以上存続することが、最高の宣伝であることをしみじみと思い知らされました。

そんな事を経験した私は、今回５年目に来た「土曜相談」のお客さんに人知れず感激をしております。能力のある行政書士には、こんな苦労はないのでしょうが。

（宇都宮支部　住吉和夫）

栃木県行政書士会カレンダー（５月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
9	月	行政書士無料相談 （於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
10	火	編集会議	13:30~	広報部
		総務部会	13:30~	総務部
11	水	申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		ＴＩＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		外国人在留資格相談室 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
		足利支市民相談室　行政書類（遺言など） （於：足利市役所１階市民相談室）	13:00~16:00	足利支部
12	木	登録説明会	10:00~	総務部
16	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階国際交流プラザ）	15:00~17:00	宇都宮支部
18	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	業務第４グループ
		総会大会進行打合せ	13:30~	総務部
		業務第４グループ会議	13:30~	業務第４グループ
		議長団との打合せ	15:00~	総務部
		行政書士専門相談（於：小山市役所） ※予約制（随時受付・先着６人 予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	9:00~12:00	小山支部
20	金	定期総会･定期大会･懇親会（於：ホテル東日本宇都宮）	13:00~	
22	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
25	水	登録説明会	10:00~	総務部
		行政書士専門相談 （於：野木町老人福祉センター「ホープ 館」相談室） ※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　田村晋也　0285-45-0297）	9:00~12:00	小山支部
26	木	行政書士専門相談（於：下野市ゆうゆう館　会議室２） ※要事前予約（先着６名　予約先：行政書士会小山支部　生田目安夫　0285-52-2350）	9:00~12:00	小山支部
27	金	シリーズ研修「なるほど！ザ・契約」（第４回）	13:30~16:40	業務第５グループ

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1287	H28.3.7	平成 28 年 3 月分会費納入について（お願い）
1325	H28.3.10	特定行政書士誕生に係るリーフレットの送付について
1348	H28.3.10	「建設業法施行規則の一部を改正する省令」について（お願い）

1359	H28. 3. 15	空家等対策の推進に関する特別措置法第７条に基づく協議会の構成員について（お願い）
1367	H28. 3. 17	「所有者の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」への対応について
1387	H28. 3. 18	自動車の登録業務の一部移管について（協力依頼）
1391	H28. 3. 18	法令遵守に関する会員の指導方について
1398	H28. 3. 25	平成 27 年度報酬額統計調整の結果報告について
1407	H28. 3. 28	農業委員会等に関する法律の改正に伴う行政書士の農業委員への登用について（お願い）
1417	H28. 3. 28	改正犯罪収益移転防止の周知リーフレットデータ等の送付について
1421	H28. 3. 28	産廃許可申請に係るアンケート調査のお礼とその後の活動報告について
1430	H28. 3. 31	適正な価格による工事発注について（お願い）

「建設業法施行規則の一部を改正する省令」について
～日行連より～

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成２６年法律第５５号）が平成２６年６月４日に公布されました。そのうち、当該解体工事の新設に係る規定等､公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日を施行期日とされた規定は、平成２８年６月１日に施行されることとなっており、その施行等のため建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）も改正され所要の措置が講じられることとされております｡その内容としては、「解体工事業の業種区分への追加に伴う各種様式の改正」「社会保険加入状況の建設業許可の変更届出項目としての追加」等があることから、行政書士業務に大きく影響するところがあると考えられます。

【参考 URL】
・「建設業法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000041.html
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

適正な価格による工事発注について
～日行連より～

今般、国土交通省より、各建設事業者が「適正な価格による工事発注」に取り組むことを求める周知協力依頼がまいりましたので、お知らせいたします。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索･利活用のためのガイドライン」への対応について
～日行連より～

平成２８年３月１５日、国土交通省より標記ガイドラインが発表されました。
本ガイドラインでは所有者の所在調査のために資格者活用が推奨されており、窓口として行政書士会も紹介されております。詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

所有者が分からない土地を増大させないための取組について
～国土交通省より～

国土交通省では、所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策として、相続時の土地に係る各種申請・届出について普及・啓発するため、農地・森林の相続についての「土地届け」パンフレットを作成しました。本パンフレットにおいては、届出手続きについて行政書士に相談することができる旨の記載があり、国土交通省ホームページからダウンロードすることができます。

【国土交通省 HP（所有者が分からない土地を増大させないための取組）】

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000020.html

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

川崎市郵送請求事務センターの設置について（通知）
～川崎市より～

川崎市では郵送による住民票及び戸籍関係の証明書請求に関して、平成２８年５月９日付け「川崎市郵送請求事務センター」を設置し、これまで、市内７区役所及び２支所で受付していました郵送請求を集約し、一元的な事務処理が開始されました。

１　請求先

川崎市郵送請求事務センター（平成２８年５月９日業務開始）

〒２１５－８５６６（専用郵便番号のため、住所の記載不要です。）

川崎市麻生区上麻生６丁目２９番１８号　　電話０４４‐９８７‐６１１１

２　取扱証明書

住民票の写し（除票を含む。）、住民記載事項証明書、戸（除）籍全部（個人）事項証明書、戸（除）籍記載事項証明書、戸（除）籍一部事項証明書、除籍（改製原）戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し（除票を含む。）、身分証明書、不在籍・不在住証明書、独身証明書

財務経理部からのお知らせ

４月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。

なお、会費については４月末日までに４月～６月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）

皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → ４月 27 日（水）

上記以外の方 → ４月 25 日（月）

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第１期分に該当します。）

●第１期分（４月～６月）	→	４月末日
第２期分（７月～９月）	→	７月末日
第３期分（１０月～１２月）	→	１０月末日
第４期分（１月～３月）	→	１月末日

開発許可の手引き及び開発行為等審査基準の一部改正について
～宇都宮市より～

宇都宮市より、標記について通知がありました。

文書中、添付書類となっている「宇都宮市開発許可事務の手引き」と「宇都宮市開発行為等審査基準」については、宇都宮市のホームページでご確認いただけます。

［宇都宮市ホームページ　都市計画法に基づく開発許可関連］
http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sumai/kenchikukaihatsu/kaihatsukouikyoka/4628/index.html

宇都宮市開発行為等審査基準（平成２８年４月）改正個所新旧対照表

頁	新	旧
P4	第３章　立地基準 （市街化調整区域における小規模店舗等） 第11 (9)建築物は店舗等であることが明らかな設計となって＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿いること。	第３章　立地基準 （市街化調整区域における小規模店舗等） 第11 (9)建築物は店舗等であることが明らかな設計となってそれ自体に看板が設置され接道条件を満たす道路側から識別可能なものである＿＿こと。
P5	表１　当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物 ・学校教育法に規定する小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園の用に供する施設である建築物 《削除》　《削除》	表１　当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物 ・学校教育法に規定する小学校，中学校＿＿＿＿＿及び幼稚園の用に供する施設である建築物 申請者の資格　自己の業務の用に供するもので，かつ申請者自らが事業を行うものとする。
P6	表２　日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理等該当する建築物 《削除》　《削除》	表２　日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理等該当する建築物 申請者の資格　店舗等は，自己の業務の用に供するもので，かつ申請者自らが店舗等の経営を行うものとする。
P9	（休憩所又は給油所等） 第12 (3) 事業計画 原則として，申請者自らが店舗等の経営を行うものであり，土地利用等に関する事業計画書を提出し，その内容が法の趣旨に適合すると認められるものであること。 法第34条第9号該当の沿道サービス施設 《削除》　《削除》	（休憩所又は給油所等） 第12 (3) 事業計画 ＿＿＿＿＿申請者自らが店舗等の経営を行うものであり，土地利用等に関する事業計画書を提出し，その内容が法の趣旨に適合すると認められるものであること。 法第34条第9号該当の沿道サービス施設 申請者の資格　申請建築物は，自己の業務の用に供するもので，かつ申請者自らが店舗等の経営を行うものとする。
P10	※注１　第13(2)については，平成24年4月1日より下記のとおりとする。 区域については，予定建築物および平成24年1月1日（下表に掲げる区域については平成28年3月29日）において現に存する建築物（用途地域が工業専用地域である区域を除く市街化区域内に存するものを含む）の敷地相互の間隔が，原則として50m（１ヶ所に限り60m以内でも可。）以内で50戸以上が連たんしている集落内の土地であること。（農振農用地，保安林，急傾斜地崩壊危険区域，風致地区，栃木県緑地環境保全地域は除く。） 【表】 中里町　冬室町 関白町　宮山田町 今里町　松田新田町 上田町　金田町 免ノ内町　高松町 松風台　上小倉町 下小倉町　芦沼町	※注１　第13(2)については，平成24年4月1日より下記のとおりとする。 区域については，予定建築物および平成24年1月1日＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において現に存する建築物（用途地域が工業専用地域である区域を除く市街化区域内に存するものを含む）の敷地相互の間隔が，原則として50m（１ヶ所に限り60m以内でも可。）以内で50戸以上が連たんしている集落内の土地であること。（農振農用地，保安林，急傾斜地崩壊危険区域，風致地区，栃木県緑地環境保全地域は除く。） ＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿

頁	新	旧
P12	表１ 兼用住宅：洋服店，畳屋，建具店，自転車店，家庭電気器具店／作業場の床面積の合計が50㎡以内 自家販売の食品製造，加工業（パン屋，米屋，豆腐店，菓子屋等）／原動機の出力の合計が0.75ｋＷ以下 美術，工芸品のｱﾄﾘｴ又は工房*6 単独店舗：上記の兼用住宅で可能な用途（*1，*6は除く）	表１ 兼用住宅：洋服店，畳屋，建具店，自転車店，家庭電気器具店／ 自家販売の食品製造，加工業（パン屋，米屋，豆腐店，菓子屋等）／原動機の出力の合計が0.75ｋＷ以下 美術，工芸品のｱﾄﾘｴ又は工房*6 単独店舗：上記の兼用住宅で可能な用途（*1，*6は除く）

宇都宮市開発許可の手引（平成２８年４月）改正個所新旧対照表

頁	新	旧
P3	宇都宮市における開発許可制度の適用範囲 ※1　都市計画法第２９条第１項ただし書に該当するものは許可を受ける必要がありません。 許可を受ける必要がない主なもの（法第２９条第１項ただし書） 第１号　市街化区域で行われる１，０００㎡未満の開発行為（政令第１９条）	宇都宮市における開発許可制度の適用範囲 非線引き都市計画区域※2　1,000㎡以上※1※3 ※1　都市計画法第２９条第１項ただし書に該当するものは許可を受ける必要がありません。 ※2　非線引き都市計画区域 中里町　冬室町　関白町　宮山田町　今里町 松田新田町　上田町　金田町　免ノ内町　高松町 松風台　上小倉町　下小倉町　芦沼町 ※3　上記の非線引き区域は，都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規模を定める条例で規模を定めているため，1,000㎡以上の開発行為は許可を要します。 許可を受ける必要がない主なもの（法第２９条第１項ただし書） 第１号　市街化区域又は非線引き都市計画区域で行われる１，０００㎡未満の開発行為（政令第１９条）
P4	許可必要：市街化調整区域における許可基準の主なもの（法第３４条） （略） ※法第３４条の立地上の基準については，開発区域及び開発区域周辺の状況並びに市街化調整区域内に立地しなければならない合理的理由等により個別具体的に判断し，許可することになりますので，すべてが許可になるとは限りません。 ※　事業用建築物を目的とした開発行為における申請者は，原則として建築物等の所有者（建築主）で，自らが当該事業を開業（経営）するものであること。 ※　建築物等の所有者と開業者（経営者）が異なる場合は建築物等の貸借契約等により継続的かつ適正に経営できることが確実と認められるものであること。 具体的内容については，事前に都市計画課開発指導グループの窓口で相談ください。	許可必要：市街化調整区域における許可基準の主なもの（法第３４条） （略） ※法第３４条の立地上の基準については，開発区域及び開発区域周辺の状況並びに市街化調整区域内に立地しなければならない合理的理由等により個別具体的に判断し，許可することになりますので，すべてが許可になるとは限りません。 具体的内容については，事前に都市計画課開発指導グループの窓口で相談ください。
P10	（８）開発行為を行うのに適当でない区域 開発行為を行うのに適当でない区域としては，土砂災害特別警戒区域や当該区域に指定見込みの区域が該当する。	（８）開発行為を行うのに適当でない区域 開発行為を行うのに適当でない区域としては，土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域，またこれらの警戒区域等に指定見込みの区域が該当する。

都市計画の変更について（通知）

～宇都宮市より～

宇都宮市において、平成１９年３月の市町合併により、市内に宇都宮と上河内の２つの都市計画区域が併存していたことから、今後、一体的なまちづくりを進めるため、平成２８年３月２９日付けで、都市計画区域の統合と区域区分の変更（市街化区域・市街化調整区域の設定）、用途地域の変更が行われましたので、次のとおりお知らせいたします。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

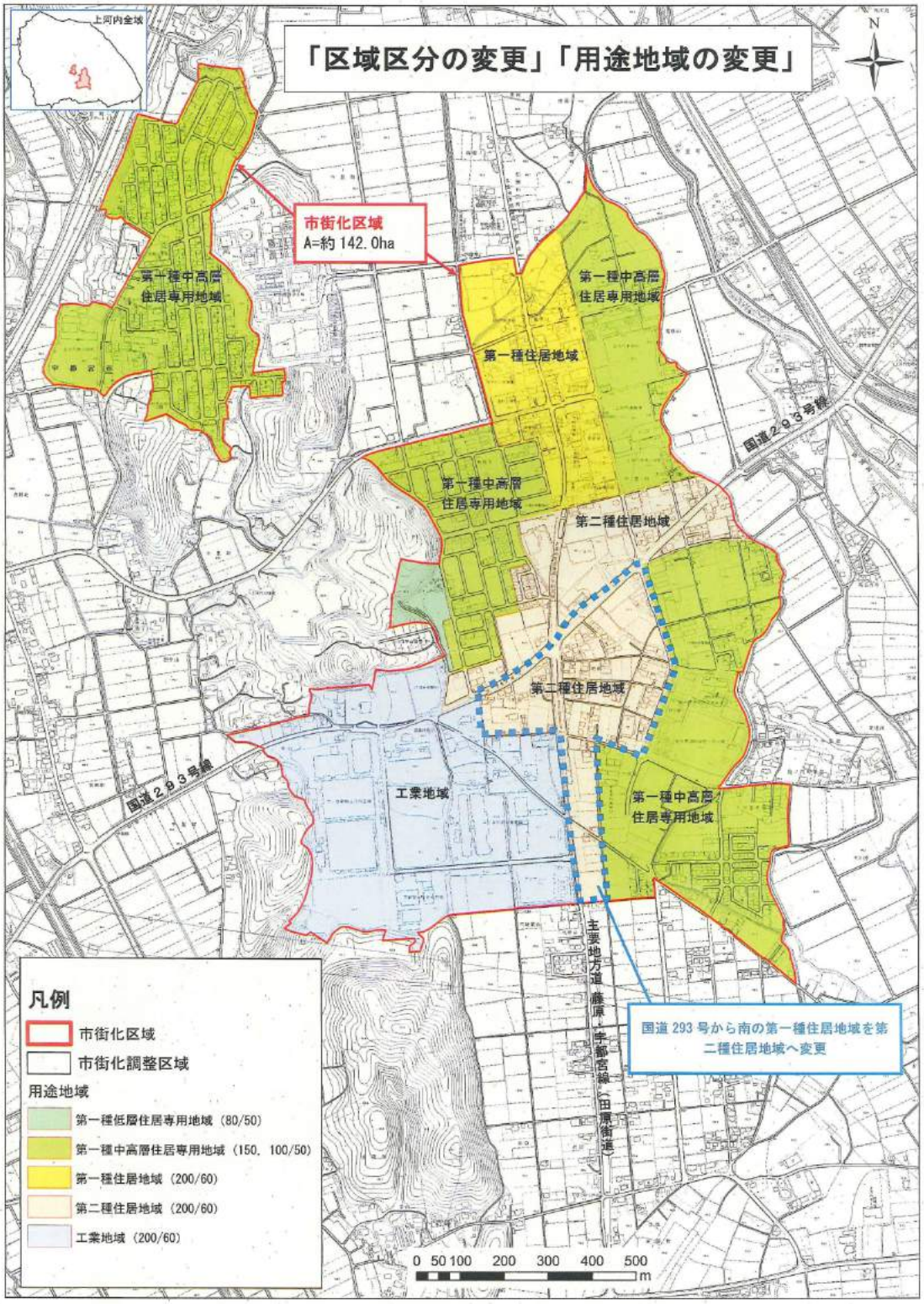

農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて
～県農政部より～

農地改良については、農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として行うものであることから、これまで原則として農地転用には当たらないとして取り扱われていました。。

しかし、農地改良であっても、大規模なものや長期間にわたる場合には、相当期間農地が耕作の用に供されず、また、周辺農地等に与える影響も懸念されるところです。

このため、農地改良に係る取扱いが定められ、平成１９年４月１日以降の農業委員会への事前協議案件から適用されることになりましたので、当該一部を次のとおり、お知らせいたします。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

（別紙）
○ 農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて

改　正　後	改　正　前
農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて 平成19年１月31日　農計第822号 栃木県農務部長通知 改正　平成22年３月26日　農政第404号 栃木県農政部長通知 改正　平成28年３月23日　農政第492号 栃木県農政部長通知 農地改良については、農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として行うものであることから、これまで原則として農地転用には当たらないとして取り扱ってきました。 しかし、農地改良であっても、大規模なものや長期間にわたる場合には、相当期間農地が耕作の用に供されず、また、周辺農地等に与える影響も懸念されるところです。 このため、農地改良に係る取扱いを別紙のとおり定め、平成19年４月１日以降の農業委員会への事前協議案件から適用することとしましたので、その趣旨を理解の上、許可等事務への協力及び農地改良行為者等への指導方よろしくお願いいたします。 （別紙） 農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて １　趣旨 この取扱いは、優良農地の確保と農地の利用増進を図るため、農地改良（土の搬入を伴うものをいう。）に係る農地転用許可等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 なお、土地改良法に基づく土地改良事業は、この取扱いの適用外とする。 ２　農地改良の定義 この取扱いにおける「農地改良」とは、土地所有者又は耕作者（以下「土地所有者等」という。）が農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として、農地改良する農地以外から土を搬入して盛土又は切土等を行うことにより、農地の形質を変更する行為をいう。 ３　対象とする農地 農地改良を行おうとする農地とする。 ４　農地転用許可等の判断基準 (1) 一時転用許可を要する場合	農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて 平成19年１月31日　農計第822号 栃木県農務部長通知 改正　平成22年３月26日　農政第404号 栃木県農政部長通知 農地改良については、農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として行うものであることから、これまで原則として農地転用には当たらないとして取り扱ってきました。 しかし、農地改良であっても、大規模なものや長期間にわたる場合には、相当期間農地が耕作の用に供されず、また、周辺農地等に与える影響も懸念されるところです。 このため、農地改良に係る取扱いを別紙のとおり定め、平成19年４月１日以降の農業委員会への事前協議案件から適用することとしましたので、その趣旨を理解の上、許可等事務への協力及び農地改良行為者等への指導方よろしくお願いいたします。 （別紙） 農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて １　趣旨 この取扱いは、優良農地の確保と農地の利用増進を図るため、農地改良（土の搬入を伴うものをいう。）に係る農地転用許可等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 なお、土地改良法に基づく土地改良事業は、この取扱いの適用外とする。 ２　農地改良の定義 この取扱いにおける「農地改良」とは、土地所有者又は耕作者（以下「土地所有者等」という。）が農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として、農地改良する農地以外から土を搬入して盛土又は切土等を行うことにより、農地の形質を変更する行為をいう。 ３　対象とする農地 農地改良を行おうとする農地とする。 ４　農地転用許可等の判断基準 (1) 一時転用許可を要する場合

農地改良については、以下の①又は②に該当する場合を除き、農地法（以下「法」という。）第４条第１項又は第５条第１項の規定に基づく一時転用許可を要するものとする。

① 都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域と定められた区域内にある農地の場合

② 以下のａからｃのすべてに該当する場合

ａ 農地改良により農地が耕作の用に供されない期間が６ヶ月以内であること。

ｂ 盛土又は掘削の対象となる農地の面積が3,000㎡未満（搬入路に係る面積を含む。）であること。

ｃ 盛土の高さ又は掘削の深さが１ｍ以内であって、農地改良後は農地改良実施地に接する道路や周辺農地と著しい段差を生じない計画であること。
なお、道路との段差は原則として30cm以内とする。

(2) 農地改良に係る届出を要する場合
農地改良のうち、上記(1)の①又は②に該当する場合には、農地改良に係る届出を要するものとする。

5 農地改良に使用する土
農地改良に当たっては、農作物の生育に適した土を用いるものとする。

6 事前協議

(1) 事前協議書の提出
農地改良を行おうとする土地所有者等は、対象となる農地が所在する市町の農業委員会に対して事業実施の１ヶ月前までに事前協議書（様式第１号）を提出するものとする。
なお、耕作者がいる場合には耕作者の同意（様式第２号）を、耕作者が事前協議を行う際には土地所有者の同意（様式第３号）をそれぞれ必要とするものとする。
また、代理人が土地所有者等に代わって事前協議を行う場合には、代理人に委任する内容が明示された委任状を提出するものとする。

(2) 農業委員会の処理
事前協議書の提出を受けた農業委員会は、必要に応じて県と協議の上、農地改良に係る農地転用許可申請の要否について土地所有者等に対して通知（様式第４号）するものとする。

① 「４ 農地転用許可等の判断基準」の(1)に該当する場合は、法第４条第１項又は第５条第１項の規定に基づく一時転用許可申請を求める。

② 「４ 農地転用許可等の判断基準」の(2)に該当する場合は、農地改良完了後に農地改良完了届（様式第５号）の提出を求めるとともに、必要に応じて現地の確認を行う。

7 違反行為に対する対応
農業委員会は、農地転用許可の対象となる農地改良が許可を受けずに行われているのを知ったとき及び許可を受けた者が事業計画と異なる行為を行っているのを知ったときは、「農地法関係事務処理の手引き」の「第８章 違反転用関係（法第51条）」にしたがって処理するものとする。

農地改良のうち、以下の①から③のすべてに該当する場合を除き、農地法第４条第１項の規定に基づく一時転用許可を要するものとする。
ただし、都市計画法第７条第１項の規定により市街化区域と定められた区域内については、農地法第４条第１項第７号の規定に基づく農業委員会への届出を行うものとする。

① 農地改良により農地が耕作の用に供されない期間が３ヶ月以内であること。

② 盛土又は掘削の対象となる農地の面積が1,000㎡未満（搬入路に係る面積を含む。）であること。

③ 盛土の高さ又は掘削の深さが１ｍ以内であって、農地改良後は農地改良実施地に接する道路や周辺農地と著しい段差を生じない計画であること。
なお、道路との段差は原則として30cm以内とする。

(2) 農地改良に係る届出を要する場合
農地改良のうち、上記(1)の①から③のすべてに該当する場合には、農地改良に係る届出を要するものとする。

5 農地改良に使用する土
農地改良に当たっては、農作物の生育に適した土を用いるものとする。

6 事前協議

(1) 事前協議書の提出
農地改良を行おうとする土地所有者等は、対象となる農地が所在する市町の農業委員会に対して事業実施の１ヶ月前までに事前協議書（様式第１号）を提出するものとする。
なお、耕作者がいる場合には耕作者の同意（様式第２号）を、耕作者が事前協議を行う際には土地所有者の同意（様式第３号）をそれぞれ必要とするものとする。
また、代理人が土地所有者等に代わって事前協議を行う場合には、代理人に委任する内容が明示された委任状を提出するものとする。

(2) 農業委員会の処理
事前協議書の提出を受けた農業委員会は、必要に応じて県と協議の上、農地改良に係る農地転用許可申請等の要否について土地所有者等に対して通知（様式第４号）するものとする。

① 「４ 農地転用許可等の判断基準」の(1)に該当する場合は、農地法第４条に基づく一時転用許可申請等を求める。

② 「４ 農地転用許可等の判断基準」の(2)に該当する場合は、農地改良着手届（様式第５号）及び農地改良完了届（様式第６号）の提出を求めるとともに、必要に応じて現地の確認を行う。

7 違反行為に対する対応
農業委員会は、農地転用許可対象となる農地改良が許可等を受けずに行われているのを知ったとき及び許可を受けた者が事業計画と異なる行為を行っているのを知ったときは、「農地法関係事務処理の手引き」の「第８章 違反転用関係（法第51条）」にしたがって処理するものとする。

開発許可基準等の改正について（通知）
～県土整備部都市計画課より～

標記の件について、県土整備部都市計画課より以下のとおり、案内がありました。

栃木県開発許可等審査基準

（１）都市計画法第４３条第１項の許可基準関係（第１１条関係）

・都市計画法第４３条第１項の許可を自己の居住の用に供する住宅の建築行為以外が取得する場合に満たすべき基準（法３３条第１項第２号に規定する道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地についての基準）を廃止する。

・なお、都市計画法施行令第３６条に規定される基準（排水施設の基準、軟弱地盤対策等の基準）については、引き続き適用されるので、留意されたい。

（２）その他

・学校教育法改正に伴い、所要の改正を行う（別表第１関係）。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

栃木県開発許可事務の手引（平成27年4月）
改正箇所　新旧対照表　（平成28年４月１日より適用）

頁	改　正	現　行
P124	〔第２節　開発許可の技術基準（法第33条）〕 開発許可における技術基準（法第33条）の適用等 法第43条 ①自己居住用　－　－　－　－　○ ②自己業務用　－　－　－　－　○ ③非自己用（①②以外）　－　－　－　－　○ ④第一種特定工作物　－　－　－　－　○	〔第２節　開発許可の技術基準（法第33条）〕 開発許可における技術基準（法第33条）の適用等 法第43条 ①自己居住用　－　×　×　×　○ ②自己居住用　－　○　△　○　○ ③非自己用（①②以外）　－　○　△　○　○ ④第一種特定工作物　－　○　△　○　○
P218 20行目	〔運用上の留意点〕 ア　緩衝帯の配置 (ｳ)　次に掲げる開発行為にあっては、開発区域の周辺への影響を考慮し、幅員２ｍの緩衝帯を配置するものとする。 a　大規模流通業務施設、バスの事業所等大型車の出入りが多い施設の建築を目的とした開発行為 b　夜間にも車両の出入りがある施設の建築を目的とした開発行為	〔運用上の留意点〕 ア　緩衝帯の配置 (ｳ)　次に掲げる開発行為にあっては、開発区域の周辺への影響を考慮し、幅員２ｍの緩衝帯を配置するものとする。 a　工場の建築又は第一種特定工作物等の建設を目的とした１ha未満の開発行為のうち、周囲に騒音、振動等をもたらすおそれのあるもの。 b　大規模流通業務施設、バスの事業所等大型車の出入りが多い施設の建築を目的とした開発行為 c　夜間にも車両の出入りがある施設の建築を目的とした開発行為
P235 P345	〔法第３４条第１号の基準〕 別表第１（基準第６条関係） 公共公益施設 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園／社会福祉施設等／診療所及び助産所 注4）「小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園をいう。	〔法第３４条第１号の基準〕 別表第１（基準第６条関係） 公共公益施設 小学校、中学校＿＿＿及び幼稚園／社会福祉施設等／診療所及び助産所 注4）「小学校、中学校＿＿＿及び幼稚園とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校＿＿＿及び幼稚園をいう。
P321 10行目	〔第３節　市街化調整区域における建築等の制限（43条）〕 基準第11条は削除	〔第３節　市街化調整区域における建築等の制限（43条）〕 （法第43条第１項の許可） 基準第11条　自己の居住の用に供する住宅の建築行為以外の建築行為に係る法第43条第１項の許可は、令第36条に規定する基準を満たす外、法第33条第１項第２号に規定する基準を勘案して支障がないと認められる場合に行うものとする。
P325 7行目	〔運用上の留意点〕 （２）許可要件 イ　技術要件 令第36条第１項第１号において、建築許可の際の技術基準（排水施設及び宅地の安全性）を定めている。	〔運用上の留意点〕 （２）許可要件 イ　技術要件 令第36条第１項第１号において、建築許可の際の技術基準（排水施設及び宅地の安全性）を定めている。その他に、基準第11条で法第33条第１項第２号の道路等の基準も勘案して支障がないような設計になっていなければならないとされている。
P337 13行目	〔第３節　栃木県開発許可等審査基準〕 第11条及び第12条　削除	〔第３節　栃木県開発許可等審査基準〕 （法第43条第１項の許可） 第11条　自己の居住の用に供する住宅の建築行為以外の建築行為に係る法第43条第１項の許可は、令第36条に規定する基準を満たす外、法第33条第１項第２号に規定する基準を勘案して支障がないと認められる場合に行うものとする。 第12条　削除
P344 追加	〔第３節　栃木県開発許可等審査基準〕 附　則 1　この基準は、平成28年４月１日から適用する。 2　この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。	

平成 28 年度からの農地法関係申請書等の申請締切日の変更について
～那須町農業委員会より～

標記の件につき、本年４月審議分から、次のとおり申請書等の申請締切日が変更になりました。

・平成２８年４月以降の農地法等許可申請書等の申請締切日
　審議当月の前月末日（但し、申請締切日が土・日・祝日及び年末については、別途設定。また、本年４月審議分については、４月１日）

・平成２８年度目程：次のとおり

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

平成２８年度　那須町農業委員会 農地法関係申請締切日

月	農地法関係申請締切日
４月審議分	平成２８年　４月　１日（金）
５月審議分	平成２８年　５月　２日（月）
６月審議分	平成２８年　５月３１日（火）
７月審議分	平成２８年　６月３０日（木）
８月審議分	平成２８年　８月　１日（月）
９月審議分	平成２８年　８月３１日（水）
１０月審議分	平成２８年　９月３０日（金）
１１月審議分	平成２８年１０月３１日（月）
１２月審議分	平成２８年１１月３０日（水）
１月審議分	平成２８年１２月２７日（火）
２月審議分	平成２９年　１月３１日（火）
３月審議分	平成２９年　２月２８日（火）

職務上請求書　通常版（日行連新ＴＥＬ対応済）販売再開のお知らせ

在庫切れとなっていた職務上請求書の通常版が入荷しました。
昨年度同様、下記のとおり、通常版と廉価版を並行して販売いたします。
ご購入の際には、いずれかをご指定の上お申込みください。

通常版＝８００円／１冊（日行連新ＴＥＬ記載で、訂正する手間がないもの）
廉価版＝５００円／１冊（日行連旧ＴＥＬの箇所に一枚一枚職印による訂正が必要なもの）
※旧ＴＥＬの箇所には訂正のゴム印が押してあります.
訂正部分に職印を押印し、ご使用下さい。

職務上請求書は適正に使用しましょう

下記の参考資料をぜひご一読下さい。

① 黄色い表紙の「リスクマネジメントガイドブック」（全会員に配布済）
② 日行連「職務上請求書記入要領」
③ 行政書士とちぎ 2014 年 4 月号～2015 年 5 月号に掲載されている記事

②③については、栃木県行政書士会ホームページ→【会員専用】→【各種データ】→【事務局関連】の◆職務上請求書の購入申込◆欄に掲載してあります。

農地転用等申請締切日の変更について
～矢板市農業委員会より～

標記の件につきまして、平成２８年５月総会付議分から申請締切日を変更が変更になりました。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

平成２８年度矢板市農業委員会年間活動予定表

◎印：農振除外審査月　　平成２８年３月１０日作成

月	許可申請締切	議案書送付	農業委員会総会 現地調査	農業委員会総会 会議	その他主な事業	事務局現地調査
4	８日（金）	１２日（火）	２０日（水）（２班）	１６時		１１日（月）
5	２日（月）	１２日（木）	２０日（金）（３班）	１６時		１０日（火）
6	１日（水）	１３日（月）	２１日（火）（４班）	１６時		９日（木）
7 ◎	１日（金）	１３日（水）	２１日（木）（１班）	１６時		１１日（月）
8	１日（月）	１２日（金）	２２日（月）（２班）	１６時		１０日（水）
9	１日（木）	１３日（火）	２０日（火）（３班）	１６時		１２日（月）
１０	３日（月）	１２日（水）	２０日（木）（４班）	１６時		１１日（火）
１１ ◎	１日（火）	１１日（金）	２１日（月）（１班）	１６時		１０日（木）
１２	１日（木）	１２日（月）	１９日（月）（２班）	１６時		９日（金）
1	４日（水）	１２日（木）	２０日（金）（３班）	１６時		１１日（水）
2	１日（水）	１０日（金）	２０日（月）（４班）	１６時		９日（木）
3 ◎	１日（水）	１３日（月）	２１日（火）（１班）	１６時		９日（木）

年間活動・・・農地パトロール

平成２８年地価公示結果に係る資料について
～栃木県総合政策部地域振興課より～

標記の件について栃木県総合政策部地域振興課より案内がありました。
この資料は、栃木県のホームページから印刷可能です。（下記 URL 参照）

［栃木県ホームページ　地価公示結果］
http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochi/chika/kouji.html

斉藤たかあき後援会「春のつどい 2016」に参加して

去る３月５日（土）午後６時より、宇都宮市内のホテルで行われた標記の集いに、手塚理恵政連幹事長と参加しました。

来賓挨拶の中には、福田昭夫衆議院議員はもちろん、次期参議院議員選挙推薦候補予定者の田野辺隆男氏の挨拶もありました。

続いて本人挨拶があり、県議選当選の御礼のほか､「県産品の販売や本県をＰＲするアンテナショップ『とちまるショップ』を現在の東京スカイツリー『ソラマチ』とは別に、路面店での展開を求める声が県議会などから上がっており、私もこれに賛同しました」と報告。加えて、「県民のための議員として行動するために、要望等があればいつでもそれに応えます」との力強い挨拶でした。

午後８時に終了致しました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

中島ひろし　新春懇談会に出席して

去る３月１２日（土）午後６時より、宇都宮市内のホテルで行われた標記の集いに、手塚理恵政連幹事長と参加しました。総勢約３００人の参加者数でした。

福田富一栃木県知事、上野通子参議院議員、高橋克法参議院議員、佐藤栄一宇都宮市長、星野光利上三川町長等の来賓祝辞がありました。

そして本人挨拶に入り、先ず県議選での当選御礼、加えて２期目での活躍の誓いなど、若さを加えた力強いお言葉で締め括られ、午後８時散会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

福田富一後援会　新春の集いに参加して

去る３月１５日（土）午後５時３０分より宇都宮市の二荒山会館で行われました標記の集いに、書士会の横山眞会長、手塚理恵政連幹事長の三人で出席して参りました。

開会の後の自民党県連幹事長石坂真一氏の挨拶の中で緊急動議が出され、本年１２月８日に任期満了となる知事選において、福田富一知事の四選を目指して推薦したいとの要請が満場一致にて決定されました。

その後、船田元衆議院議員、公明党県連代表・山口恒夫県議、佐藤栄一宇都宮市長、北村光弘県商工会議所連合会会長の来賓祝辞があり、続いて福田富一知事の挨拶になりましたが、前出の要請に対してご本人からの明言はありませんでした。

そして、午後７時５５分散会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

「福田富一知事を囲む会」の開催について（ご案内）

名誉会長の栃木県知事・福田富一様と会員の交流を図り、懇親を深めるために「福田富一知事を囲む会」を開催致します。

お忙しいことと思いますが、ぜひとも多くの皆様のご参加をお待ちしております。

日　　時：平成２８年４月２７日（水）１８時３０分～２０時３０分
場　　所：ダイニング十五家（栃木県庁展望レストラン。県庁舎１５階）
会　　費：３，０００円（飲み放題付き。当日受付でお預かりします）
申込締切：４月２２日（金）
（会報３月号に同封した開催案内通知の申込書でお申込みください）
（通知文がお手元に無いときは、事務局にお問い合わせください）

研修詳細

シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第４回）

業務部　第５グループ主催

契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」第４回目のご案内です。
第３回までの総論が終わり、いよいよ各論が始まります。今回は、贈与や売買に関して契約書のひな形を使って解説していきます。総論を受けていない方も、ぜひお申込みください。

○開催日時
平成２８年５月２７日（金）１３：３０～１６：４０
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容
契約書作成のための民法を学ぶシリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」
第４回『「俺の」贈与、売買①』
○対 象 者
会員、補助者
○講　　師
行政書士　松岡英彦
○受 講 料
５００円（各回５００円かかります）
○テキスト
５００円（既に購入されている方は申込み不要です）
○締め切り
５月２４日（火）
○その他
受講者は六法を用意してください。（スマホやタブレットでの閲覧でも可）

※全１０回ですが、興味のある内容の回だけ受講されても構いません。
※受講の申込みは、各回ごとにお願いします。
※全１０回のカリキュラムは会報・平成２７年１２月号、１７ページをご参照ください。

〈広告〉

業務部　第４グループよりお知らせ

業務部第４グループでは、毎月、第２水曜日と第３水曜日の午前１０時から１２時まで、それぞれ栃木県国際交流協会と鹿沼市国際交流協会において外国人無料相談会を開催しています。会から相談担当者を一名ずつ派遣していますが、毎回一名に限り「オブザーバー」の出席を認めています。国際業務の勉強をしたい、外国人からの相談を実際に体験してみたい、と思われる方は、相談会前日までに事務局まで出席希望の旨をご連絡ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
				会員	補助者		
5/27	シリーズ研修「なるほど！　ザ・契約」（第４回）	500 円	５／２４			(500 円)	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に〇を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に〇を記入してください。
※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

〈広告〉

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 小林　昌郎	H28. 3. 1	321- 0153	小林昌郎行政書士事務所 宇都宮市北若松原 1-6-4 サンセイハイツ 2　301 号	028-666-0363	
	小　山 田所あゆ子	H28. 3. 1	323- 0027	田所行政書士事務所 小山市花垣町 1-13-2	0285-30-4140	
	那　須 常盤　實	H28. 3. 15	325- 0013	行政書士常盤實事務所 那須塩原市鍋掛 1087-30	090-5493-0141	
	宇都宮 小平　磨弓	H28. 3. 15	320- 0838	行政書士南宇都宮法務事務所 宇都宮市吉野 2-6-10 ヒガノビル 205 号室	090-4021-3028	
	栃　木 佐藤　示桂	H28. 3. 15	328- 0012	行政書士法人許認可事務 サポートセンター 栃木市平柳町 1-11-11 悠悠プラザ 203	0282-20-7979	法人の 社員
	宇都宮 高徳　秀一	H28. 3. 15	320- 0866	高徳秀一行政書士事務所 宇都宮市西大寛 1-6-19	028-638-3166	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
宇都宮	大矢　尚日	H28. 2. 29	単位会変更 （福島会）	小　山	仁平　充男	H28. 3. 1	廃　業
栃　木	碓井　雅也	H28. 3. 4	廃　業	宇都宮	笹嶋　益朗	H28. 3. 18	廃　業
足　利	茂木　信一	H28. 3. 24	廃　業	宇都宮	薄井　君子	H28. 3. 31	廃　業
栃　木	髙久　純一	H28. 3. 31	廃　業	佐　野	渕本　　明	H28. 3. 31	廃　業

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（３月）	１名
更新申出（３月）	１名
他会へ転出（２月末）による減少	１名
申請取次行政書士（３月末現在）	１０３名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）
　次回の予約締切日：４月 28 日（木）　受付日：５月 11 日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月 15 日です。
　詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データ－事務局関連　をご覧ください。

広報部より

　この会報誌の原稿は元々カラーで作成されています。印刷版では記事はモノクロになりますが、ホームページ掲載版ではカラーでご覧いただけます。
　本誌１３頁のように、モノクロ画像でわかりづらい記事はホームページで確認してみることをオススメします。
（広報部　田代昌宏）

行政書士とちぎ４月号 No.472

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2016.4
平成28年4月15日発行　第472号　栃木県行政書士会　〒320-0046　宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations.
栃木県行政書士会

後援:総務省
栃木県

平成27年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター

電話無料相談（月～金　9:00 ～ 17:00　年末年始・祝祭日除く）

028-638-0919（まるくいく）

マスコットキャラクター アドちゃん